

邑楽町木造住宅精密耐震診断について

精密耐震診断とは

町で実施している耐震診断事業として、「一般診断」と「精密診断」の2つがあります。「一般診断」は邑楽町木造住宅耐震診断者派遣事業として行っており、診断に関わる費用負担は、診断者の交通費のみで気軽に診断を受けてもらうことができます。

一方、「精密診断」は、言葉のとおり一般診断と比べて診断の精度が高く、補強設計を見込んだ耐震診断を行うことができます。住宅のリフォーム等に合わせ、耐震性能の向上を見込んだ補強設計を計画的に行う際に有効な診断方法です。

対象となる建物

- 1 旧建築基準法により造られた建物
昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は供用住宅
(住宅部分の床面積が2分の1以上の物)
- 2 平屋建て又は2階建てのもの
- 3 在来軸組工法で建築したもの
在来軸組工法とは、柱、梁等の主要構造物が、木造の軸組によってつくられたものをいいます。
プレハブ、パネル工法は除きます。

精密診断の申し込みができる方

- 1 対象住宅の所有者かつ居住者
- 2 町税の滞納がない者

精密診断に掛かる費用の補助は？

精密耐震診断に要した費用の2分の1以内の額で、上限は13万4千円となります。

耐震診断を行う業者は？

邑楽町・太田市・館林市・板倉町・明和町・千代田町及び大泉町の区域内の建築士事務所又はその区域内の建設会社に勤務する建築士法の規定により登録を受けている一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格がある者で、次のいずれかに該当する者

- ア 社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けているもの
- イ 社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者
- ウ 社団法人群馬建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を終了している者

提出書類について

- 1 付近見取図
- 2 精密診断に要する費用見積書の写し
- 3 精密診断を行う者の資格（建築士）を証明する書類の写し
- 4 精密診断を行う者が耐震診断講習受講修了者であることを証明する次に掲げるいずれかの該当する書類
 - ア 社団法人群馬県建築士事務所協会の木造住宅耐震診断調査資格者認定証の写し
 - イ 社団法人群馬県木造住宅産業協会の木造住宅耐震診断士登録証の写し
 - ウ 社団法人群馬建築士会の「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」に係る受講修了認定証の写し
- 5 当該物件の全部事項証明書又は所有者を証明する書類
- 6 当該物件に居住していることを証明するものの写し
- 7 当該物件が昭和56年5月31日以前に建築されたことを証する書類の写し
- 8 町税の納税証明書（完納証明）
- 9 当該物件が共有物の場合にあつては、申請者以外の所有権者全員の精密診断耐震改修承諾書
- 10 一般診断結果報告書の写し
- 11 その他町長が必要と認めた書類

耐震診断に関するお問い合わせ

邑楽町役場 都市建設課 都市整備係

電話 0276-88-5511

0276-47-5031（ダイヤルイン）